

議案第 36 号

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る改正国民健康保険法（以下「改正法」という。）の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）罰則規定の改正（第 12 条の改正規定）

改正法では、現行の国民健康保険法第 9 条に定める被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されるため、その条文の整理を行います。

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

（2）適用区分

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。